

処方箋に記載された医薬品の変更および 疑義照会の運用（保険薬局様向け）

<医薬品の変更>

- 処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更は、厚生労働省保険局医療課「平成24年3月5日発保医発0305第12号」に準ずること
- 患者様の希望による以下の変更を認めます。（剤型・規格変更可、一般名処方でも同様）
事後でもかまいませんので、初回のみ疑義照会形式での報告をお願いします。
繰り返しは不要です。
照会いただいた内容は、カルテ内に記録します。
システムの都合上、次回以降も「処方せん」には反映されませんのでご了承ください。

①剤形の変更

- 例)錠剤 → OD錠・ODフィルム・カプセル
錠剤 → 細粒・顆粒
錠剤 → 液剤・ゼリー など（逆も可）

- ※必ず患者様に説明[価格、服用方法等]後、同意を得て変更してください。
- ※用法用量が変わらない場合のみ可。
- ※安定性、体内動態等を考慮して行ってください。
- ※商品名が変わる変更は、「後発医薬品変更可」の場合のみ可能です。
- ※外用薬の変更は不可です。（軟膏→クリーム等の製剤の変更等）

②別規格の製剤がある場合での処方規格を別の規格への変更

- 例) 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
40mg錠 半錠 → 20mg錠 1錠

- ※患者様に(薬効、安定性、価格等)説明、同意のうえ変更してください。

③湿布薬や軟膏での規格変更に関すること。

- 例) モーラスパップ30mg(7枚入り)×6袋 → モーラスパップ(6枚入り)×7袋
アズノール軟膏(20g入り)×5本 → アズノール軟膏 100g入り1本

④経過措置による名称の変更に関すること。

- 患者様に十分説明のうえ、変更して調剤してください。

※処方を変更された場合は、「お薬手帳」での情報提供を徹底してください。

※在庫がないことを理由にする処方変更や調剤拒否は認められません。

<処方箋内容についての疑義照会>

- 処方製剤をコンプライアンス等の理由により無料で粉碎や混合しての調剤について

※安定性のデータに留意し患者様に十分説明のうえ、粉碎、混合してください。

※粉碎、混合加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。

※加算の算定をされない場合、疑義照会は不要です。

- 処方薬剤をコンプライアンス等の理由により無料で一包化調剤すること。

※安定性のデータに留意し患者様十分説明のうえ、一包化してください。

※一包化加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。

※加算の算定をされない場合、疑義照会は不要です。

- 有効期限切れの処方箋について、原則受け入れておりません。

※患者さまに再度来院していただいての再発行をご指導下さい。

<後発医薬品へ変更後の情報提供について>

- 後発医薬品へ変更後、患者さんに説明書をお渡しいただくか、お薬手帳に変更内容を明記していただくようお願いいたします。

- 患者さんが次回当院を受診される際に、これらを医師に見せていただけるよう、ご指導をお願いいたします。